

19 福保障計第 1040 号

平成 19 年 12 月 13 日

厚生労働省社会・援護局長

中 村 秀 一 様

東京都福祉保健局長

安 藤 立 美

障害者自立支援法の見直しに向けた緊急要望

日頃から、東京都における障害福祉施策推進について格別の配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 4 月に障害者自立支援法が施行され、その円滑な運営のための特別対策も昨年度末に実施されましたが、今なお、障害者をはじめ多方面からさまざまな意見がよせられています。

障害者が地域で自立して、安心して暮せる社会の実現に向け、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、東京都として、下記の事項について強く要望いたします。

記

1 障害者の所得保障策が講じられるまで、利用者負担の更なる軽減措置を図ること。

(要望理由)

都の調査によると、通所施設の障害福祉サービスの利用者負担額は、旧制度での平均の約 1,900 円から法施行後の昨年 4 月に約 1 万円となり、特別対策を講じた本年 4 月には、約 8,400 円へととなったが、今なお、利用者に負担感がある。

2 事業者の経営基盤の強化を図るため、経営実態もふまえた報酬水準に見直すこと。

(要望理由)

通所施設等については、開所日数や利用率などの経営実態に応じた報酬単価に見直す必要がある。

障害者自立支援法の報酬単価の設定に当たっては、人件費、土地取得費、物件費等が高額である大都市の実情を適切に反映する必要がある。